

武家諸法度（元和令 一六一五年）

- 一 諸大名は、学問と武術をみかくことにつとめなければならぬ。
- 一 大勢で酒を飲んだり遊んだりしてはいけない。
- 一 法令にそむいた者を国にかくしてはいけない。
- 一 自分の国に反逆人や殺害者がいたら、追い出さなくてははいけない。
- 一 自分の領地に他国の人を住まわせてはならない。
- 一 城を修理するときでも届けなければならぬ。新築することはかたく禁止する。
- 一 とりの国でなにか変わったことをしようとしたりする者がいたら届けなければならぬ。
- 一 諸大名は、幕府の許可がないのにかつてに結婚のやくそくをしてはならない。
- 一 参勤交代のとき、決められた以上の家来をつれてきてはいけない。
- 一 服装やかざりものは、身分以上の上下のちがいをまちがえないようにすること。
- 一 身分の低い者が勝手にかごに乗ってはならない。
- 一 武士たちは、儉約につとめなければいけない。
- 一 諸大名は、能力のある者を用いてよい政治を行わなくてはならない。